

○松本市上下水道局週休2日工事実施要綱

令和6年3月27日
上下水道局告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日で行う工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が実施する週休2日工事については、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年告示第30号）を準用する。この場合において、本則中「市が」とあるのは「松本市上下水道局が」と、「市は」とあるのは「松本市上下水道局は」と、第4条第2項中「松本市建設工事施行規則（平成6年規則第12号）第2条第5号」とあるのは「松本市上下水道局建設工事施行規程（平成10年上下水道局管理規程第18号）第2条の規定により準用する松本市建設工事施行規則（平成6年規則第12号）第2条第5号」と、第5条第11項中「松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号）第5条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成10年上下水道局管理規程第20号）第2条の規定により準用する松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号）第5条」と、「松本市業者指名審査委員会」とあるのは「松本市上下水道局業者指名審査委員会」と、様式第1号中「松本市週休2日工事実施要綱第4条」とあるのは「松本市上下水道局週休2日工事実施要綱第2条の規定により準用する松本市週休2日工事実施要綱第4条」と、様式第3号中「松本市 部」とあるのは「松本市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。